

心身障害者等補助事業を実施しています

町では、次の心身障害者等補助事業を実施しています。対象と思われる方は、福祉介護課までご相談ください。

自動車等燃料費給付

【対象者】

町内に居住し、自己または同一生計者所有の自動車等を運転し、次のいずれかに該当する方（給付を受けるには事前に認定が必要です。）

- ・身体障害者手帳の所持者（障害部位が下肢・体幹の1級から4級までの方）
- ・療育手帳所持者と同一生計者

※複数の障害が重複している方の場合、手帳に書いてある等級が4級以上であっても障害部位の等級が要件を満たしていないと対象になりません。

【給付(上限)額】

自動車の場合：1か月につき 1,000円

オートバイの場合：1か月につき 250円

ただし、1か月の燃料購入額が給付金の額を下回る場合は、その額が限度。

【認定申請方法】

身体障害者手帳または療育手帳・運転免許証・車検証を持参し、福祉介護課窓口で申請してください。
※自動車とオートバイ及び福祉タクシー利用券との重複給付はできません。

福祉タクシー利用券

【対象者】

町内に住所がある方で、次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級または2級
- ・療育手帳AまたはA

【交付数・有効期間】

年間28枚・令和9年3月31日まで

【利用方法】

タクシーを利用するときは、運転者にタクシー券といずれかの障害者手帳を提示してください。（初乗り運賃相当額で1枚、初乗り運賃相当額の2倍以上の乗車料金の場合、2枚まで使えます。）

【申請方法】

身体障害者手帳または療育手帳を持参し、福祉介護課に申請してください。令和7年度の利用券が残っている方はお返しください。

※自動車等燃料の給付を受ける方は対象になりません。

難病患者等への交通費補助

【対象となる疾病】

難病等で治療のため、町外へ通院している町内に居住の方で次のいずれかに該当する方

- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定難病
- ・児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病
- ・埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱に基づく疾病
- ・血友病及び慢性腎不全による人工透析が必要な疾病

【支給額】

患者及び介護者が最も経済的な通常経路により通院し、鉄道、バスを利用した実費額の8割、または自家用自動車を利用した場合は、1kmあたり10円を支給。

【申請方法】

所定の申請書を福祉介護課窓口で取得し、医療機関発行の通院証明書を添えて4月～翌年3月の交通費を各四半期ごとに申請してください。

酸素濃縮装置電気料補助

【対象者】

町内に住所があり、在宅で酸素濃縮装置を使用している方

【補助額】

月額 1,500円

【申請方法】

所定の申請書を福祉介護課窓口で取得し、医療機関または利用メーカーが証明した提出書類を添えて4～9月分と10～翌年3月分を半期毎に申請してください。

問合せ 福祉介護課 福祉担当 ☎66・3111 内線145

障がいをお持ちの方の無料相談窓口

秩父郡市1市4町では、障がいをお持ちの方に対し、様々な相談の窓口を、圏域内の福祉関連事業所へ委託する形で設置しています。専門の相談員がお話を伺い、必要に応じて福祉サービスの紹介や申請の支援をします。

一人で悩まず相談してみませんか。

○身体障がいをお持ちの方の相談窓口

秩父障がい者総合支援センター フレンドリー(カナの会)

問合せ ☎26・7102 FAX62・5613

営業日 月～金曜日 午前9時～午後5時

○知的障がいをお持ちの方の相談窓口

秩父障がい者総合支援センター フレンドリー(清心会)

問合せ ☎21・7171 FAX24・9963

営業日 月～金曜日 午前9時～午後5時

○精神障がいをお持ちの方の相談窓口

生活支援センター アクセス

問合せ ☎24・1025

FAX24・1026

営業日 月～金曜日 午前9時～午後5時

第1土曜日(祝日の場合は第2土曜日) 午前9時～正午